

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	博物館の登録の取消し	
根拠法令・条項	○博物館法（昭和26年12月1日法律第285号。最終改正は令和4年4月15日法律第24号）	
所 管 課	歴史遺産活用部	文化財課
処 分 基 準	別紙のとおり	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<input checked="" type="checkbox"/> 聴 聞                      ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する 「 該当するため、手続を省略する。                      するとき」に
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	